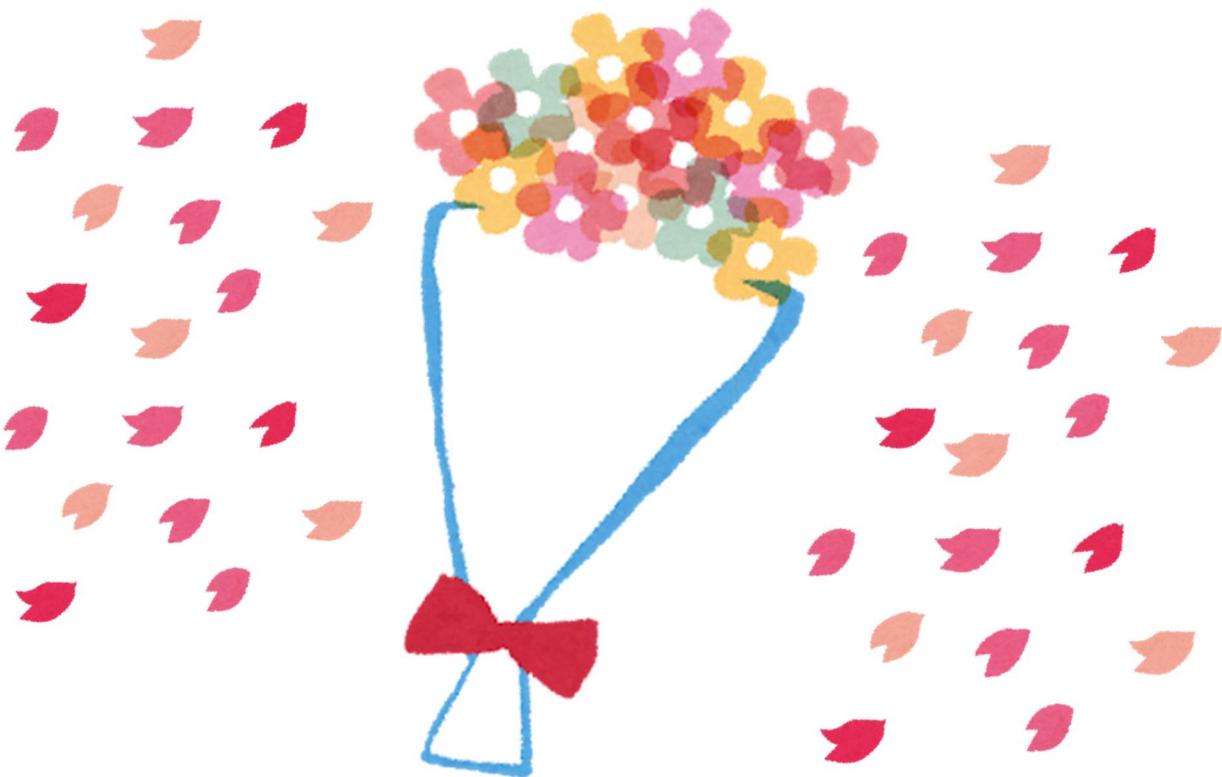


令和8年度

# 保育所利用案内



藍住町

この冊子の内容は令和7年10月時点のものです。今後、変更となる可能性があります。

この冊子は

「藍住町の保育所に子どもを預けたいけどどうすればいいの？」にお答えする冊子です。  
保育所（町内認可保育所）に入所を希望する方は、藍住町福祉課に入所の申込みを提出し、保育認定（P1参照）及び利用調整（選考）を受ける必要があります。

対象の保育所って？  .....P21～P25

町内10か所の子ども・子育て支援法にいう認可保育所・事業所内保育事業（以下「保育所」）です。

保育所はだれを、何時まで預けられるの？  .....P1～P4

入所申込みはいつまでに？

令和8年4月から入所希望 .....P5

令和8年5月以降から入所希望 .....P8

申込みに必要な書類は？  .....P10～P12

どのように利用調整（選考）をするの？  .....P13

保育料や給食費はどれくらいかかるの？  .....P14～P15

保育料や給食費が減免されることはあるの？  .....P15～P16

保育所で行っている他のサービス（延長保育等）は？  .....P17～P18

土曜日も保育所に預けられるの？  .....P17

入所後に届出が必要な手続きは？  .....P19

その他の入所に関するQ&A  .....P20

## 保育所とは

保育所は、「保護者が働いている」「保護者が病気の状態にある」「病人の看護をしている」など、いろいろな事情のために児童を家庭で保育することが困難なときに、保護者に代わって児童の健全な心身の発達を図ることを目的に保育（養護と教育）を行う施設です。（P 2 参照）

☆「友だちがいないから」「集団生活を経験させたい」などの理由で入所することはできません。

## 保育の必要性の認定（支給認定）

### 1 認定区分（4月1日現在の年齢で認定します）

子ども・子育て支援新制度の幼稚園や保育所を利用する場合は、お住まいの市町村から利用のための認定を受ける必要があります。

この認定には、1号認定から3号認定までの3つの区分があり、さらに2号認定及び3号認定では、保育の必要量により保育標準時間、保育短時間の2つの区分があります。（P 1～P 2 参照）

#### 1号認定 教育標準時間認定

満3歳以上で、幼稚園の入園を希望する場合（窓口は町教育委員会）  
(町立幼稚園は満4歳・5歳)

#### 2号認定 保育認定（保育標準時間・保育短時間）

満3歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所で保育を希望する場合

#### 3号認定 保育認定（保育標準時間・保育短時間）

満3歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所で保育を希望する場合

- ◆ 認定された場合、児童の年齢や保護者の就労状況等に応じた「支給認定証」が交付されます。
- ◆ 「支給認定証」は、保育所の入所を確定するものではありません。認定されても利用調整による入所選考の結果、入所保留となる場合があります。
- ◆ 入所選考は先着順ではありません。保育所利用調整基準にしたがって選考を行い、優先度の高い順に入所を決定します。（P 13 参照）

## 2 保育所を利用する児童

原則、藍住町に住民登録し、現に保護者と共に藍住町に居住している児童で、保護者のいずれもが、次の保育を必要とする事由に該当することが必要です。

① 就労（フルタイムのほか、パートタイム、居宅内労働など基本的に全ての労働を含む）

※月に64時間以上の就労

② 妊娠・出産

③ 保護者の疾病・障がい

④ 同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護

⑤ 災害復旧

⑥ 求職活動（起業準備を含む）

⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）

⑧ 虐待やDVの恐れがあること

⑨ 育児休業取得時に、すでに保育を利用している児童がいて、継続利用が必要であること

⑩ その他、上記に類する状態として町長が認める場合

◆ 事由の種類によって認定の有効期間（利用期間）と保育の必要量は、異なります。（P4参照）

◆ 保護者（父母等）間で事由が異なる場合、有効期間（利用期間）は短い事由による認定となります。

## 3 保育必要量（就労を事由とする場合、次のいずれかに区分されます）

### （1）「保育標準時間」

フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）

就労時間が月120時間以上の方

### （2）「保育短時間」

パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）

就労時間が月64時間以上120時間未満の方

＜利用イメージ＞	7:00	18:00	19:00
保育標準時間 (最長11時間)	通常の保育時間 (最長11時間)	延長 保育	
	7:00	8:30	16:30
保育短時間 (最長8時間)	延長 保育	通常の保育時間 (最長8時間)	延長 保育

◆ パートタイムからフルタイム就労へ変更するなどの理由で、月の途中に保育必要量が変わること、届出により翌月からの認定となります。

◆ 保育標準時間認定を受けることができる場合でも、保護者の希望により保育短時間の認定を選択することもできます。（届出要）

◆ 父が保育標準時間、母が保育短時間の区分であれば、「保育短時間」での認定となります。

◆ 通常の保育時間内に送迎ができない、通常の保育時間を超えて利用する場合は、延長保育（有料）となります。（P17参照）

➤ 保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の区分は、保護者の保育を必要とする事由に応じます。ただし、ここで認定されるのは、あくまで「最大で保育所を利用することのできる時間」となります。

実際の利用時間は、保護者の実情（勤務日や通勤時間など）に応じ、保護者が児童を保育できない時間となります。

## 育児休業中の保育について

育児休業中は、ご家庭での保育が可能ですので、保育所の入所手続き・利用はできません。

ただし、次のような場合には、総合的に事情を勘案したうえで、すでに利用中の保育所での一定期間の入所継続ができます。

※育児休業取得前から保育所を利用している児童が対象です。

### （1）保護者の諸事情による場合

母親の産後の状態や生まれた児童の健康状態がよくないなどの事情を勘案し、保護者からの入所要件の変更の届出により、継続入所を認めることができます。

### （2）児童福祉の観点による場合

#### ①「出生児童が1歳に達する月」以内の育児休業を取得する場合

特例として現在利用中の児童については、継続して利用することができます。

#### ②「出生児童が1歳に達する月」を超えて育児休業を取得する場合

出生児童が1歳に達する月末で退所となります。

ただし、年度末の卒園を間近に控えている児童については、特例として年度末までの利用を認める場合がありますので、ご相談ください。



## 認定の有効期間及び保育の必要量の認定基準

保育所を利用する期間は、保育を必要とする事由によって次のように決まっています。

保育を必要とする事由	保育の必要量	認定の有効期間（利用期間）
妊娠・出産	保育標準時間	出産予定月の前後2か月 双子以上妊娠の方は前3か月から
保護者の疾病・障がい	保育標準時間	疾病等が快復、 <sup>へいゆ</sup> 平癒した日の月末
同居の親族の介護・看護	保育標準時間	介護・看護が終了する日の月末
災害復旧	保育標準時間	復旧し、保育の必要がなくなった日の月末
求職活動 (起業準備を含む)	保育短時間	1児童につき、年度内3か月を限度として市町村が定める期間を経過する日の月末
就学 (職業訓練校等における職業訓練を含む)	就労の場合に 準じて認定	卒業予定または修了予定日の月末
児童虐待の恐れがあること	保育標準時間	事由が解消された日の月末
DVの恐れがあること	保育標準時間	事由が解消された日の月末
育児休業取得の継続利用	保育短時間	生まれた児童の満1歳の誕生日が属する月末まで（すでに通園中の児童のみ対象）
その他	事由を勘案して上記に準じて認定	事情を勘案して市町村が定める期間



## 令和8年4月支給認定申請及び保育所利用申込の受付

**受付期間 令和7年11月17日（月）～26日（水）**

※ 土・日・祝日の受付はできません。

**受付時間 午前9時～午後5時**

**受付場所 藍住町役場1階住民相談室（福祉課隣）**

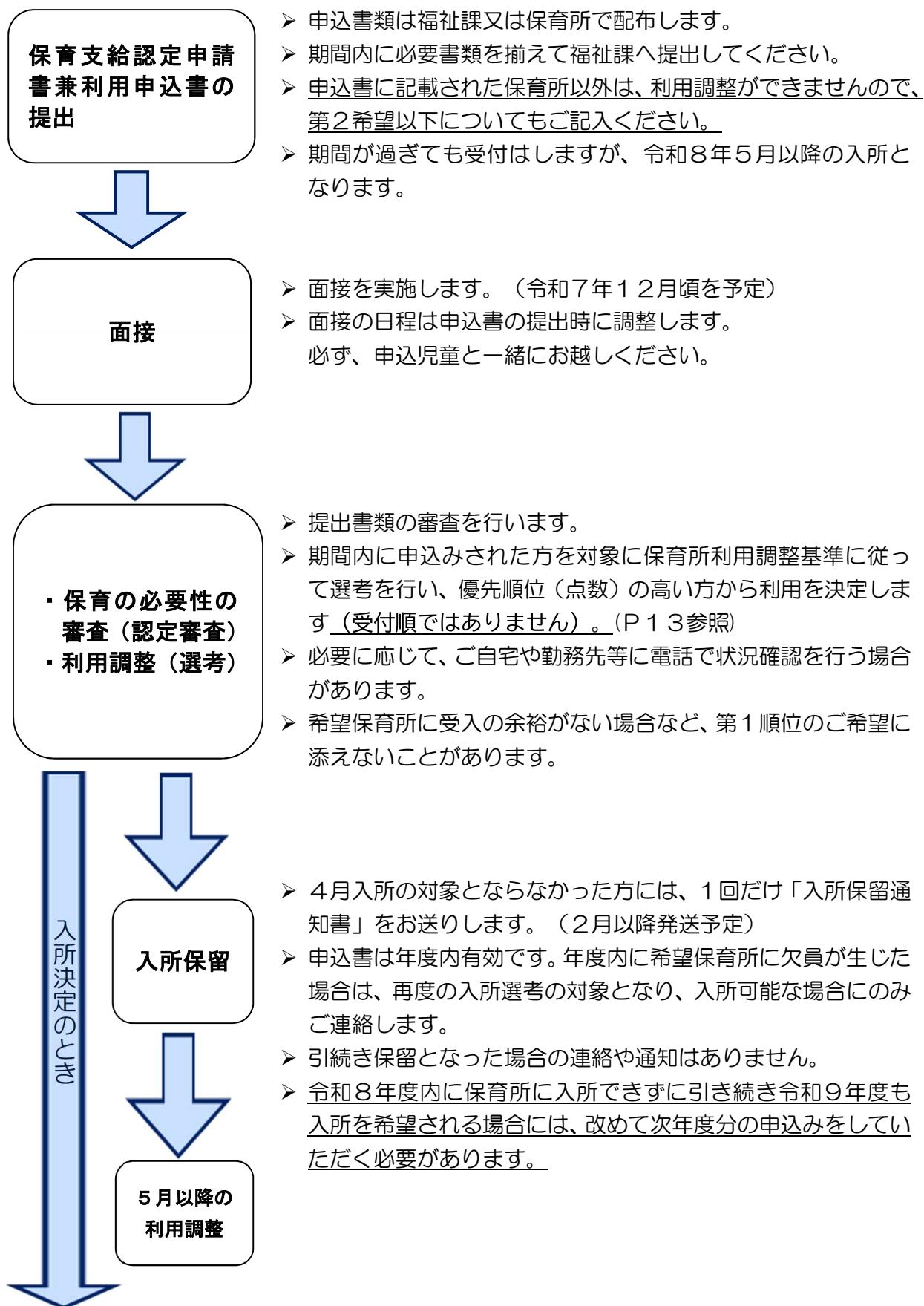
### 児童の対象年齢

(乳児) 令和7年4月2日以降に生まれた児童(生後8週間経過後)  
(1歳児) 令和6年4月2日～令和7年4月1日までに生まれた児童  
(2歳児) 令和5年4月2日～令和6年4月1日までに生まれた児童  
(3歳児) 令和4年4月2日～令和5年4月1日までに生まれた児童  
(4歳児) 令和3年4月2日～令和4年4月1日までに生まれた児童  
(5歳児) 令和2年4月2日～令和3年4月1日までに生まれた児童

※保育所によって利用できる対象年齢が異なります。（P21～P25参照）

- ◆ 申込みに必要な書類はP10～P12をご確認ください。
- ◆ 申込後に入所を希望しなくなった場合や家庭状況（婚姻・離婚等）が変わった場合は、必ず、必要書類を提出してください。（P19参照）
- ◆ 提出書類等に虚偽や不正があった場合には、入所をお断りすることがあります。
- ◆ 各保育所の入所児童の人数や保育士の人数により、異なる年齢児が混合するクラス編成となる可能性があります。
- ◆ 申込みが多数のときは、希望の保育所へ入所できないことがあります。
- ◆ 保育所での集団生活が困難と判断された児童は入所できません。あらかじめご承知ください。
- ◆ 児童に障がいや発育の遅れがあると思われる場合は、受入れ体制等を考慮する必要がありますので、申込み及び面接のときに、必ずお申出ください。
- ◆ 入所後、一定の期間、早めのお迎えをするなどの短縮保育等を希望する場合は、直接保育所へご相談ください。
- ◆ 入園前の慣らし保育は行っておりませんので、ご承知ください。
- ◆ 必要書類が提出されない場合は、「保育が必要」と認められないものとして、入所できません。

## 令和8年4月入所を希望する場合





- 4月入所者に、「保育所入所承諾書」「支給認定通知書」を発送します。（2月以降発送予定）

【支給認定通知書】

保育を必要とする事由、保育の必要量、認定の有効期間が記載されています。

【保育所入所承諾書】

入所する保育所名、保育の必要量に対応する認定の有効期間が記載されています。

- 入所決定となった保育所で行います。  
(事前にお知らせします)。
- 保育料を決定し、「利用者負担額（保育料）決定通知書」「保育料減免申請書様式（※）」を郵送又は保育所を通じてお送りします。  
(3月下旬)  
(※) 保育料の減免申請は、毎年必要です。該当する方のみ入所後に提出してください。（P 15 参照）
- 入所日は令和8年4月1日です。（月途中の入所はありません）

- 令和9年度も現在の保育所を継続利用したい場合は、令和8年11月中旬頃に「現況届」によって翌年度の保育の必要性の確認を行います。
- 他の保育所への転園を希望する場合は、令和8年11月に新規申込みにより利用調整を受けてください。  
(面接は省略されることがあります)
- 利用調整の結果、転園が可能となったときは、利用中の保育所に令和9年3月末日付で退所届を提出してください。  
転園が不可となった場合は、引き続き同一保育所での通所が可能です。（卒園児は除く）

※申込書類は町HPからダウンロードができます

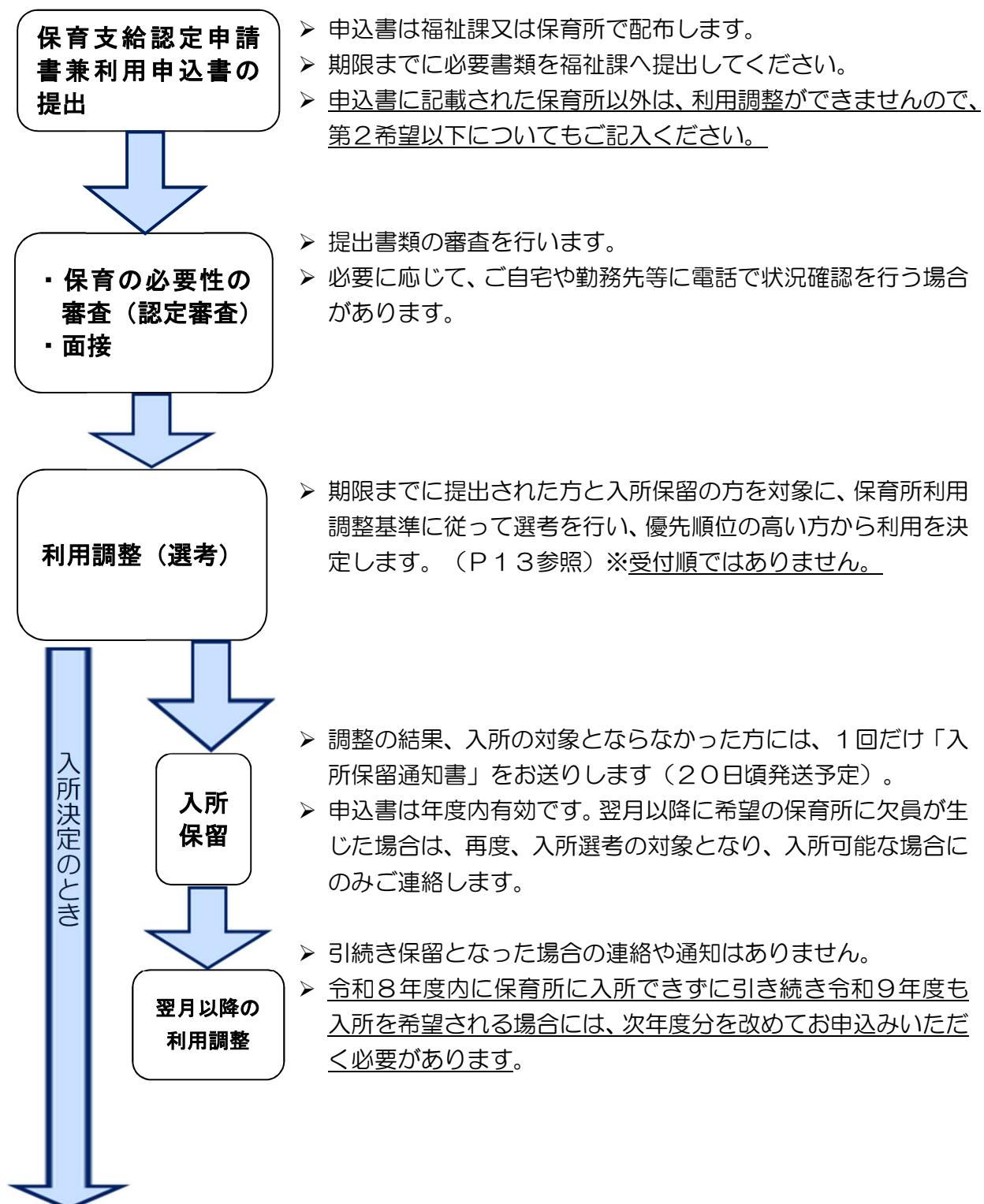


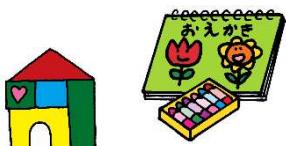
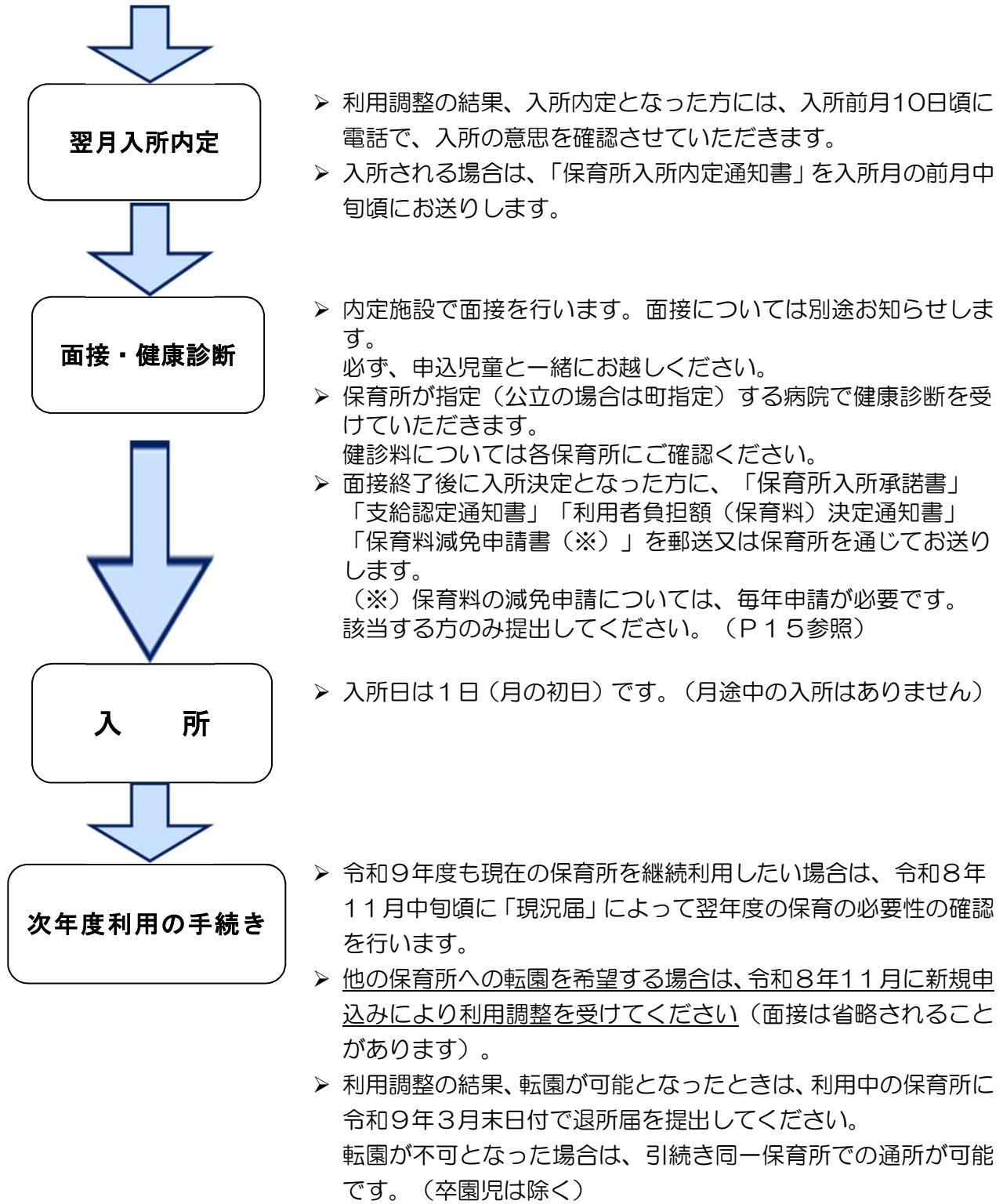
すくすくジャパン！



## 令和8年5月以降に入所を希望する場合

- ◆ 保育所に欠員がある場合にのみ利用調整を行います。
- ◆ 申込書類は、入所希望月の2か月前から随時受付をします。  
期限は、入所希望月の前月の10日です（閉庁日の場合は、直前の開庁日）。





## 申込みに必要な書類

(1) 保育支給認定申請書兼利用申込書

(2) 保育所利用事由調査表①

就労と介護など、該当する事由が複数ある場合は、すべてご記入ください。それぞれの事由について基本点数が高い方の事由が採用されます。（P13参照）

ただし、事由ごとに「(5) 保育を必要とする事由を証明する書類」が必要です。(P11参照)

(3) 保育所利用事由調査表②

(1)～(3)は、利用申込の児童1人につき1枚必要です。

(4) マイナンバー（個人番号）の記載に係る保護者（申請者）※1の本人確認書類

（ア）と（イ）の書類をお持ちください。

(ア) マイナンバー確認に必要な書類・・・次のいずれか1点

- ・マイナンバーカードの場合は(イ)の書類は不要です。
- ・マイナンバー(個人番号)が記載された通知カード※2
- ・マイナンバー(個人番号)が記載された住民票の写し

(1) 本人確認に必要な書類・・・次のいずれか1点

(官公署発行の顔写真付きの身分証明書等)

- ・運転免許証
  - ・パスポート
  - ・身体障害者手帳や療育手帳

顔写真の貼付がない次の書類の場合は、2点提示が必要となります。※2

- ・健康保険証
  - ・国民年金手帳
  - ・介護保険被保険者証
  - ・児童扶養手当証書

(注意) 保護者の代理人(祖父母等)が、申込書類を提出する場合は、次の書類が必要です。

(ア) の書類は保護者(申請者)のもの

(イ) の書類は代理人のもの

※1 保護者のうち申請者欄に記載された方が、今後の通知・届出・保育料の納付義務者となります。

※2 申込時点で本人確認書類の住所変更等が完了していない場合は、別途確認できるものの提示を求めることがあります。

(注) マイナンバーの情報連携（番号利用法に基づく）により、保育料の決定のため、該当する自治体に保護者等の課税額を確認します。所得課税証明書の提出を依頼する場合もあります。

## (5) 保育を必要とする事由を証明する書類

保護者等の状況によって提出書類は異なりますので、下記より該当する事由ごとにご用意ください。

**対象者：父母及び65歳未満の同居している祖父母の分が必要です。**

◆ 65歳未満の祖父母については、書類がなくても申込みはできますが、利用調整の際に減点となります。

保育を必要とする事由		必要な書類・添付書類
就労	会社員・パート	就労証明書※（就労先の証明）
	自営業	就労証明書※（代表者の証明） 事業を行っていることを証明する書類（確定申告書の写し、法人の登記事項証明書、個人事業の開業届、売上伝票、出荷伝票、給料明細など）
	内職	内職証明書※
求職活動 (起業準備を含む)		求職に関する申立書※ 又は ハローワークの登録証の写し
妊娠・出産		母子健康手帳の写し (名前記載部分(表紙)、分娩予定日の記載部分)
保護者の 疾病・障がい	疾病	利用・継続に関する申立書※ 診断書(医師による療養期間の記載があるもの)
	障がい	利用・継続に関する申立書※ 身体障害者手帳／療育手帳の写し
同居親族の介護・看護		介護(看護)状況申立書※ と診断書 又は 利用・継続に関する申立書※ と診断書
就学 (職業訓練校等における 職業訓練を含む)		在学証明書(合格通知の写し)と月の就学時間等が 確認できる書類
災害復旧		利用・継続に関する申立書※ と罹災証明
その他		保育を必要とする事由を証する証明

※就労証明書、内職証明書等の様式は、福祉課窓口でお渡しできます。また、藍住町ホームページからダウンロードができます。

(注) 保育が必要な事由を明らかにするため、必要に応じて、このほかに関係書類を提出していただくことがあります。

(注) 育児休業中などの場合は、就労復帰月からの入園となります。

(6) 保育が必要な状況や世帯状況を確認するための書類【該当する方のみ】

① **市町村民税の申告（所得申告）が必要です**

- 14 ページの「保育料算定書類が必要となる方」をご確認ください。未申告の保護者等は、申告後に申告書の控えや課税証明書を提出してください。
- 収入のない方であっても、無収入（0円）の申告が必要です。

② 「保育支給認定申請書兼利用申込書」に記載する「保育を必要とする事由」のために申込児童が認可外保育施設等を週4日以上有償で利用している場合

- 契約書や利用日数・時間や料金が確認できるもの（施設の証明でも可）

③ 同居親族（保護者含）に障害者手帳や療育手帳の所持者、要介護1以上の認定者がいる場合

- 障害者手帳や介護保険被保険者証の写し  
(保育を必要とする事由が「保護者の疾病・障がい」「親族の介護・看護」を除く)

④ ひとり親家庭の方・・・いずれか1点（写し可）

- ひとり親家庭等医療費受給者証・戸籍謄本等  
(児童扶養手当の受給者は添付不要ですが、申込書に受給者番号の記載が必要です)

⑤ 申請児童の小学校就学前の兄・姉が、町外の幼稚園又は認可保育所、認定こども園、事業所内保育事業を利用している場合

- 施設の利用が確認できる書類（在園証明書等）

⑥ 雇用主が保護者の配偶者もしくは保護者の三親等以内の親族の場合

- 給与証明書等（直近の給与明細等の就業と給与の支払いの事実が確認できる書類）

⑦ 保護者もしくは保護者の配偶者が在留カードを所有しており、在留期間が定められている場合

- 在留カード  
※就労等の認定の有効期間より在留期間が短い場合は、在留期間にあわせた認定を行います。

①、③、④、⑤につきましては、保育料算定・副食費免除判定のための書類として必要となりますので、該当する場合は提出してください。  
(P15~P16もご確認ください。)

# 保育所利用調整基準

申込数が保育所の受入人数を上回り、全員の利用が困難である場合は、「藍住町保育の利用調整に関する要綱」に基づく優先順位に従って利用調整(選考)を行います。※定員超過等の理由で入所できない可能性がありますので、ご了承ください。

- 保育を必要とする事由やその状況（就労時間など）に応じた「（1）基本点数」と、その他の状況に応じた「（2）調整点数」を合計し、合計点数の高い世帯の児童から優先順位を設定します。

## （1） 基本点数

- ・父母の保育を必要とする事由に基づいて、「保育所利用調整基準」によって基本点数を設定します。（父母それぞれの点数を合算）（P2、P11参照）
- ・ひとり親世帯については、父又は母の保育を必要とする事由による点数に100点を加算し基本点数とします。
- ・父母がいない場合は、その他の保護者で基本点数を設定します。

## （2） 調整点数

- ① 保育の代替手段、②世帯の状況、③就労状況、④きょうだいの状況に応じて加減点します。

## （3） （1）と（2）の合計点数が、複数の方で同一点数で並ぶ場合は、「同一点数時の順位表」により優先順位を設定します。

詳細は、保育所利用調整基準「基本点数」「調整点数」「同一点数時の順位表」をご覧ください。

- 福祉課窓口でお渡しできます。また町ホームページでご覧いただけます。  
(ダウンロードも可)



## 保育料（利用者負担額）

保育料は、毎月「藍住町保育所利用者負担額表」に定める額（保育料）を原則、口座振替により町に納付していただきます（手数料不要）。保育料の額は、支給認定区分（2号・3号、標準時間・短時間）、年齢、市町村民税額の所得割額や均等割額（父母の合算額）をもとに決定されます。

ただし、利用児童又は父母が、祖父母によって生計を維持されていると認められる場合は、祖父母分の税額も合算して算定します。

＜令和8年度の場合＞

令和8年					令和9年						
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和7年度（令和6年中の所得） 市町村民税額に基づく保育料						令和8年度（令和7年中の所得） 市町村民税額に基づく保育料					



（利用者負担額表）

### 【①保育料】

- ◊ 算定に用いる市町村民税課税年度が切り替わるため、9月分から保育料が変更となる場合があります。
- ◊ 算定に用いる“市町村民税の所得割額”は、特別控除・税額控除（調整控除を除く）前の額です。
- ◊ 納期限は、毎月末（12月分のみ25日）です。（土・日・祝の場合は翌営業日）
- ◊ 所得階層が5階層までの0～2歳児及び3歳以上児は無償化されています。

### 【②給食費】

- ◊ 3歳児以上は、給食費（主食費・副食費）を各保育所に直接お支払いいただきます。支払方法は、各保育所にお問い合わせください。  
(0～2歳児の給食費は不要)

### 【③その他実費徴収】

- ◊ 文房具などの教材購入費、遠足などの行事参加費等は、保育所に直接お支払いいただきます。対象となる項目や金額は各保育所までお問い合わせください。

## 保育料算定書類が必要となる方

次の1・2のいずれにも該当する方又は3に該当する保護者（父母とも）は、保育料の算定及び副食費の免除対象者の確認のため、所得申告が必要となります。

保護者のうち未申告の方がいる場合の保育料は、第8階層（最高65,000円／月）で決定され、決定後は申告しても遡って変更はできません。

1 令和7年度（令和6年中の所得）・令和8年度（令和7年中の所得）が未申告の方  
➢ 未申告分の所得申告が必要です。

2 勤務先から藍住町へ令和6年分・令和7年分の「給与支払報告書」の提出がない方  
➢ 前年度、就労を事由として保育所を利用した保護者の方は、給与収入があるはずですので、該当する場合は申告してください。

3 保護者が国外赴任しているため、住民税の申告義務のない方  
➢ 該当する年分のすべての給与明細や源泉徴収票等の写し

- 1、2の申告（問い合わせ）先：各年1月1日現在の住所地の税務課
- 3の提出先：福祉課

# 保育料の減免

保育料の減免（減額・免除）については、次のとおりです。

## 1 多子世帯の保育料

### ○国の保育料軽減制度

入所児童と同一世帯の小学校就学前の兄・姉が、対象施設を利用している場合、年齢が高い順に第2子が半額、第3子以降については無料になります。(※P16の下欄参照)

ただし、年収約360万円未満相当（市町村民税の所得割額が57,699円以下）の世帯の児童は、兄姉の年齢、対象施設の利用の有無にかかわらず第2子が半額となり、第3子以降の児童が無料となります。（下図参照）

町外対象施設を利用する兄・姉がいる場合は、P12⑤を提出してください。

### ○多子世帯の保育料軽減

上記の対象とならない場合でも、18歳未満（18歳に到達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を含む）の児童が3人以上いる世帯における第3子以降の児童について、保育料は無料となります。（町単独事業）

## 2 低所得世帯等の保育料【福祉課で申請が必要】

母子・父子世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯で、市町村民税所得割額が77,100円未満の世帯は保育料が軽減され、第2子以降が無料となります。

（※毎年申請が必要ですので、入所決定後に申請してください）

申請書の添付書類はP12③又は④を提出してください。

## 3 未婚のひとり親の寡婦（夫）控除のみなし適用【福祉課で申請が必要】

婚姻歴のないひとり親の方は、申請により保育料が軽減される場合があります。（税法上寡婦・ひとり親控除の適用がない方について、保育料の算定にあたり、当該控除があるものとします）市町村民税の課税状況等によっては保育料が軽減されない場合もありますので、事前に福祉課へお問い合わせください。申請書の添付書類は、P12④を提出してください。

**申請又は、添付書類の提出が必要な保育料の減免については、届出をした日の属する月の翌月から減免の対象となりますのでご注意ください。**



## 副食費の減免

3歳以上児の給食費の基準額は、町内一律で主食費1,000円／月、副食費4,900円／月です。次の要件に該当する場合は、副食費の免除対象となりますので、「保育所給食費免除決定通知書」をお送りします。

※各保育所が定める給食費の額が基準額を上回る場合は、差額を保育所にお支払いください。

※副食費免除における必要書類については、P12①・③・④・⑤をご確認ください。

1 年収360万円未満相当（市町村民税の所得割額が57,699円以下）の世帯の児童（ただし、ひとり親世帯等については、市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯の児童）

2 第1子、第2子が小学校就学前児童であり、かつ、対象施設（※）を利用している場合における第3子以降の児童  
(注) 町外の対象施設を利用している兄・姉がいる場合は、P12⑤を提出してください。

3 18歳未満の児童（18歳に到達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を含）が同一世帯に3人以上いる世帯における、第3子以降の児童（町単独事業）

(注) 世帯の課税状況について

副食費免除を判定するための“市町村民税の所得割額”については、年度途中の9月から判定対象となる課税年度が切り替わります。

また、“市町村民税の所得割額”は、特別控除・税額控除（調整控除を除く）前の額で算定します。

判定の基礎となる市町村民税は

- 4月～8月分： 令和7年度課税分（令和6年中の所得による）
- 9月～3月分： 令和8年度課税分（令和7年中の所得による）

（※）対象施設

- 認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚園部、認可保育所、地域型保育事業、企業
- 主導型保育施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅型児童発達支援、児童心理治療施設



## 保育時間（通常保育）

区分	保育時間
保育標準時間	午前7時～午後6時
保育短時間	午前8時30分～午後4時30分

月曜～土曜開所（日・祝・年末年始は閉所）

## 延長保育

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加に伴い、児童福祉の増進を図ることを目的として、通常の保育時間を超えた保育を行う事業です。

保育料とは別に延長保育料が必要です。延長保育料が必要な時間帯、金額は保育所ごとに決められていますので、詳しくは各保育所にお問い合わせください。

実施保育所 町内の全ての認可保育所（10園）

## 土曜保育

労働基準法により、1週間の就労時間は40時間とされています。そのため藍住町の認可保育所においては、保育に支障をきたさないよう配慮しながら、土曜日を保育士が交代して休む勤務体制をとっています。

土曜日に家庭で保育のできる方については、児童とのふれあいを深めるためにもご家庭での保育にご協力いただけますようお願いいたします。

## 休日保育

保護者の就労等により、常態的に休日に保育を必要とする児童をお預かりします。利用できるのは、町内認可保育所に在籍する児童です。

また、休日に保護者就労等以外の理由（介護・看護・疾病などの場合）で利用する場合は、1日2,000円の利用料が必要です。

詳しくは、実施保育所にお問い合わせください。

※年末・年始（12月29日～1月3日）は、保育所はお休みのため利用できません。

※代休により平日に家庭で保育できる方については、ご家庭での保育にご協力ください。

実施保育所 あいづみ保育園（0～3歳児）  
実施時間 午前8時30分～午後5時

## 一時預かり・特定保育

保育所に入所していない児童の保護者が、リフレッシュ、疾病や入院、事故や災害、仕事上の都合等で緊急・一時的に保育が必要となる場合に利用申込できます。

利用にあたっては、事前に登録が必要です。詳しくは、実施保育所にお問い合わせください。

（「子育てのための施設等利用給付（無償化）制度」により、保育所の定める利用料（給食費等は対象外）に対し、助成金が支給される場合があります。詳しくは、

利用開始前に福祉課までお問い合わせください)

実施保育所 藍住町立中央保育所 藍住南ひまわり保育園  
認可保育園おひさま あいあい保育園

## 病児・病後児保育

### 「体調不良児型」

実施保育所に入所しており、保育中に熱を出すなどの体調不良となった児童を保護者が迎えにくるまでの間、看護師等が緊急的な対応を行います。

実施保育所 藍住ひまわり保育園 あいづみ保育園  
藍住南ひまわり保育園 認可保育園おひさま  
あいあい保育園

## 地域子育て支援拠点事業

子育て相談、施設の開放、親子で楽しめる行事や子育て全般の相談及び情報の提供等、地域の需要に応じた子育て支援事業です。どなたでも参加できますので、詳しくは、各保育所にお問い合わせください。

### 実施保育所・実施日程

◆ 藍住ひまわり保育園	月曜日～金曜日	午前9時30分～午前11時30分 午後1時～午後4時
◆ あいづみ保育園	月曜日～金曜日	午前9時～午前11時30分 午後1時30分～午後4時
◆ 藍住南ひまわり保育園	月曜日～金曜日	午前9時30分～午前11時30分 午後1時～午後4時
◆ 認可保育園おひさま	月曜日～金曜日	午前9時～午前11時30分 午後1時30分～午後4時

## 児童手当からの保育料の特別徴収の実施について

保育料を期限内に納付されている方とされていない方との受益者負担の公平性を確保するため、児童手当からの特別徴収を実施する場合があります。

○特別徴収は、「児童手当受給者が保育料を滞納している場合」に実施します。

○この徴収は、受給者の意志によらず、町の判断により実施することになります。

○実施対象者には、児童手当支払日までに特別徴収通知書を送付します。

## その他

(1) 年度途中に次のような状況変更が生じたときは、届出が必要です。

申込みを取下げるとき	保育所入所申込取下げ書
出産等で世帯の状況が変わったとき	住所・氏名・世帯状況変更届、 支給認定書
氏名が変わったとき	
住所が変わったとき	
町外へ転出したとき	
保育を必要とする事由が変わったとき	P 1 1 の必要書類、支給認定書
勤務先、就労時間、雇用期限が変わったとき	就労証明書、支給認定書
通勤時間の変更により保育必要量が変更となるとき	保育認定時間変更申請書
保育所をやめるとき	保育所退所届、支給認定書
保育を必要とする事由が無くなったとき (仕事を辞めたとき、育児休業を取得又は、延長したとき、疾病等が快復したとき等)	保育所退所届、支給認定書
保育料の振替口座を登録(変更)するとき	藍住町口座振替(解約)依頼書 手続きは町内金融機関窓口で、 通帳の登録印が必要です。

- ※ 町外へ転出するときは、転出月をもって退所となります。
- ※ 退所するときは、退所日より前に退所届を提出してください。  
退所届が提出されるまでは、欠席していても保育料は必要です。
- ※ 支給認定書の返還
  - ・保育必要量に変更が生じたとき
  - ・保育を必要とする事由がなくなったときは、必ず返還してください。
- ※ 世帯構成(保護者の離別・婚姻・死亡・単身赴任による転出等)に変更があったときは、入所保育所に申出ください。
- ※ 上記の届出書は、各保育所及び福祉課に備えています。

(2) 台風などの自然災害により、保育実施及び登所・降所が危険と判断された場合、登所の自粛や停止、又は早めのお迎えを依頼することがあります。

(3) 児童の発達を長期的に支援するために必要な範囲で幼稚園や小学校等の関係機関と情報共有や引継ぎを行うことがあります。

## 【保育所の入所に関するQ & A】

Q1 保育所は、申込めば必ず入所できますか？

A 定員超過や書類不備により保育所に入所できないこともあります。

Q2 空いている保育所がどこか保育所もしくは役場で教えてくれますか？

A 随時、保育士等の関係で空き状況が変わるのでお伝えしていません。

Q3 求職活動中でも入所できますか？

A 求職活動中、又は求職活動予定の方は、「求職活動申立書」を提出の上、3か月以内に就労することを条件として入所できます。就労開始をした場合は、直ちに保育所又は福祉課に「就労証明書」を提出してください。

※なお、求職活動を事由とする入所承諾期間内に就労の事実を証明する書類の提出がないときは、当該承諾期間の満了をもって、退所していただくことになります。

Q4 下の子が生まれますが、出生前の予約申込みはできますか？

A 出生前の申込みはできません。出生届提出後にお申込みください。

Q5 現在町外在住ですが、藍住町に転入予定です。入所申込みはできますか？

A 保育所入所日の前日までに転入の手続きを済ませることが条件です。建築確認済証の写し・賃貸住宅契約書の写しを添付してください。認定書等の交付は、藍住町に転入（住民登録）したことが確認されてからの交付になります。

Q6 入所できなかった場合は再度申込書の提出が必要ですか？

A 入所できなかった場合、当該年度中に限り、引き続き利用調整を行いますので、申込書の再提出は必要ありません。翌年度分の申込みは、別途提出が必要です。

Q7 保育所の見学はできますか？

A 全ての保育所が見学可能です。事前に保育所に連絡し、日程を調整の上、見学してください（感染症の予防対策のため見学ができない場合もあります）。

Q8 町外の保育所の入所申込みはできますか？

A できます。保育所所在地の市町村と調整が必要ですので、詳しくは福祉課までお早めにお問合せください（受入れをしていない市町村もありますのでご注意ください）。ただし、町内・町外の保育所の併願はできません。

Q9 来年度4歳児です。幼稚園と保育所は併願できますか？

A できます。保育所は福祉課、幼稚園は町教育委員会へ手続きしてください。また、併願した幼稚園に入園決定し、保育所の入所を希望しなくなった場合は、保育所の申込みを取下げてください。

Q10 入所保留となり、認可外保育施設等を利用する場合、補助はありますか？

A 施設等利用給付の認定（無償化の適用）を受けることができる場合があります。詳しくは「藍住町子育てのための施設等利用給付認定申請案内」※をご覧ください。利用される場合は、施設利用開始の前月20日（閉庁日の場合は、直前の開庁日）までに無償化の認定申請が必要です。



※施設等利用給付の案内等は左の二次元コードをご覧いただくか福祉課窓口にあります。



## 【募集の対象となる保育所】

### 藍住町立中央保育所（0～3歳児）

〒771-1203

藍住町奥野字矢上前41番地3

電話 088-692-3105

中央保育所は、町内で唯一の公立保育所です。地域のニーズや保護者の方々の意向を受け止めながら、家庭での保育が困難な乳幼児をお預かりし、子ども達が健やかに育つよう、公立保育所の特性や保育者の専門性を生かした保育所運営に取り組んでいます。

#### 保育目標として

- ・人との関わりの中で、愛情、信頼感、人権を大切にする心を育てる。
- ・安心・安全な場で、生活に必要な基本的習慣や態度を養い、心身の健康を培う。
- ・豊かな感性や表現力を育み、思考力や想像力の芽生えを培う。
- ・生活や遊びの中で、言葉への興味や関心を育て、言葉の豊かさを養う。

子どもにとって“最もふさわしい生活の場”となるよう、「安心して子どもを預けられる保育所」づくりをし、保護者の方々と保育所が協力して、子ども達の健やかな成長を共に進めていけるように努めてまいります。

### 藍住ひまわり保育園（0～3歳児）

（社会福祉法人蒼生会）

〒771-1270

藍住町勝瑞字西勝地285番地1

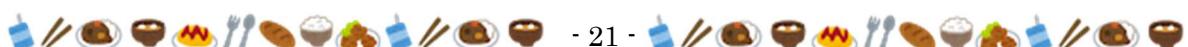
電話 088-641-3045

私たち“社会福祉法人蒼生会”は、無限の可能性を秘めた子どもが将来、天に向かって咲き誇るひまわりのように、自己を発揮し、自信に満ちあふれて生き生きと生きていくことを願っています。

#### 保育方針 “今を最もよく生き、望ましい未来を拓く力を培う”

- ・家庭的な雰囲気の中で、生命の保持と情緒の安定を図ります。
- ・人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感を育みます。
- ・生活に必要な生活習慣や態度を養います。
- ・自然との関わりの中で、豊かな感性や創造性の基礎を培います。
- ・自己を表現しながら、認め合い育ちあう、豊かな人間関係を育みます。

自然豊かな園庭でのびのびと遊び、一人一人の育ちに寄り添い、心と体の健全な育成に取り組みます。また、病児・病後児保育（体調不良児対応型）を行うことで、保護者の方が安心して子育てができるように努めます。地域の子育て拠点として「子育て支援センター」を開設し、家庭の育児支援にも努めてまいります。



### あいづみ保育園（0～5歳児）

（社会福祉法人和田島福祉会）

〒771-1220

藍住町東中富字龍池傍示44番地1

電話 088-692-0234

『地域に根ざした、子育て家庭に優しい保育園』を運営方針とし、朝7時に登園が始まり、夜7時に降園する最後の親子を、優しく見守ることのできる保育園運営でありたいと思います。入園児も、保護者も、職員も、保育園生活の楽しさを感じられる保育園であり、安心で安全な保育園づくりを目指したいと思います。

休日保育、病児・病後児保育（体調不良児型）、延長保育、地域子育て支援センター事業等の特別な保育事業を駆使して、藍住町住民の皆様や子育て中のご家庭の皆様に信頼される保育園を目指して、職員一同自己研鑽を重ねてまいります。

### 藍住あおば保育園（0～5歳児）

（有限会社ダイシン）

〒771-1221

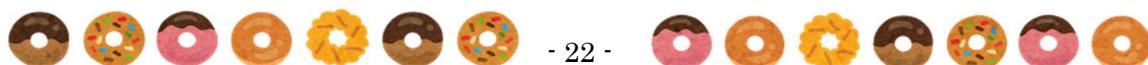
藍住町東中富字長江傍示55番地

電話 088-692-7218

昭和55年創設以来、保育の不易と流行を考慮しています。次代を担う子どもたちが過ごす保育園で、生きる力が育まれるよう、人的・物的環境に配慮しています。

- ・健康な心と体をつくる。
- ・自主性を育む。
- ・協調性を育む。

これらの生きる力の基礎を思いっきり遊びながら自然に身につけ、保護者の方にも安心して預けていただけるように、楽しい雰囲気の保育園でありたいと職員一同努めています。



## ニチイキッズあいづみ北保育園（0～3歳児）

（株式会社 ニチイ学館）

〒771-1265

藍住町住吉字神藏171番地13

電話 088-637-3087

当園のテーマは『おもいっきり遊ぶ。おもいっきり学ぶ。』です。

大切にしていることは子どもたちが自分をおもいっきり表現し、屈託のない笑顔で園での毎日を過ごす事です。

お友だちや園の職員といった人と人とのつながりの中で愛情いっぱいに過ごし、「やさしく、つよく生き抜く力」を育んでいけるよう優しくて温かい保育に取り組んでいます。

また、一人ひとりの子どもたちを大切に保護者の方との連絡・連携を密にし、安心してお子様を預けていただけるよう職員一同最善を尽くします。

## 藍住南ひまわり保育園（0～5歳児）

（社会福祉法人蒼生会）

〒771-1201

藍住町奥野字乾104番地

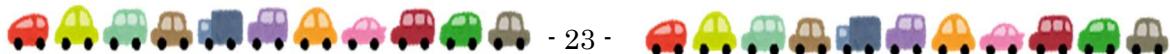
電話 088-676-2210

私たち“社会福祉法人蒼生会”は、無限の可能性を秘めた子どもが将来、天に向かって咲き誇るひまわりのように、自己を発揮し、自信に満ちあふれて生き生きと生きていくことを願っています。

保育方針 “今を最もよく生き、望ましい未来を拓く力を培う”

- ・家庭的な雰囲気の中で、生命の保持と情緒の安定を図ります。
- ・人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感を育みます。
- ・生活に必要な生活習慣や態度を養います。
- ・自然との関わりの中で、豊かな感性や創造性の基礎を培います。
- ・自己を表現しながら、認め合い育ちあう、豊かな人間関係を育みます。

自然豊かな園庭でのびのびと遊び、一人一人の育ちに寄り添い、心と体の健全な育成に取り組みます。また、病児・病後児保育(体調不良児対応型)を行うことで、保護者の方が安心して子育てができるように努めます。通常保育を利用していない家庭で一時的に子どもの面倒をみることができないときに利用できる一時預かりや地域の子育て拠点として「子育て支援センター」を開設し、家庭の育児支援にも努めてまいります。



### 藍住ゆめあい保育園（0～3歳児）

（特定非営利活動法人ゆめあい） 〒771-1211

藍住町徳命字元村東121番地3

電話 088-692-2358

藍住ゆめあい保育園は少人数でアットホームな保育園です。

子どもたちは、愛情あふれる職員のもとで、家庭と同じように、兄弟姉妹のようなつながりで仲良く慕いあって過ごしています。

陽当たりのよい広い園庭に恵まれ、毎日汗びっしょりになり体力をつけています。

「健康で明るく豊かな人間性を持った子どもを育てる」という保育方針の基、職員一同全力で子どもたちに寄り添ってまいります。

### 認可保育園おひさま（0～5歳児）

（社会福祉法人サンシティあい） 〒771-1267

藍住町住吉字江端8番地1

電話 088-693-3317

認可保育園おひさまは、子どもひとりひとりに向き合った笑顔あふれる保育園を目指しております。保護者を応援し、五感を刺激しながらふりそそぐ太陽のように、愛情あふれる保育を行います。

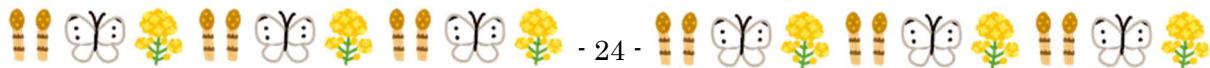
めざす子ども像として、

**心**■思いやりの心、感謝の心を育みます。■あいさつがきちんとできるようにします。■地域を愛する心を大切にします。

**体**■遊びを通じて健康な身体を作ります。■歌や踊りを通じて楽しく身体を動かします。■食育を通して丈夫な身体を作ります。

**智**■体験学習を通じて豊かな空想力、想像力を育てます。■音楽に合わせて外国語に親しみます。■絵本、教材を活用し、ことばの力を養います。

子どもたちが毎日健康的に過ごし、「今日はこんなことをしよう！」と笑顔で登園してくる保育園を目指して、職員一同誠心誠意取り組んで参りたいと思います。



## ニチイキッズあいづみさかふじ保育園（0～5歳児）

（株式会社ニチイ学館）

〒771-1265

藍住町住吉字逆藤7番地4

電話 088-692-7281

ニチイキッズあいづみさかふじ保育園では、「おもいっきり遊ぶ。おもいっきり学ぶ」を保育理念とし、わくわく遊ぶ、すくすく育つ、いきいき過ごす」を目標に、非認知能力の育ちに目を向け、ていねいな保育をおこなっています。一人一人の子どもたちが大切にされ、愛情いっぱいの優しくて温かいかかわりの中で育ち、人を信頼し自信をもって様々なことにチャレンジできるよう「やさしく 強く生き抜く力」を育みます。

保護者の方に寄り添い、一緒に子育てを楽しみながら、子どもたちの笑顔があふれる保育園を目指しています。そして、イチニ笑顔、ダントツに愛される園になるよう、職員一同誠心誠意努めて参ります。

## あいあい保育園（0～5歳児）

（社会福祉法人靖美福祉会）

〒771-1232

藍住町富吉字穂実71番地1

電話 088-693-3886

社会福祉法人 靖美福祉会 3園目の「あいあい保育園」です。私たちは「預けてよかったと喜んでいただける保育園に」を経営理念とし、そして「自分を信じられる子に」を保育理念として毎日子ども達、保護者の方たちと、関わらせていただきます。

あいあい保育園は「食」にこだわり、子ども達の身体の基礎を作ります。あいあい保育園は「人としてかかわる事」を大切にし、子ども達の、心の基礎を作ります。乳幼児期の子ども達が、生活の大半の時間を過ごす場所として、居心地のよい環境作りに、保護者の方が安心して預けて頂ける関係作りに努めています。



参考

○ここ de サーチ○

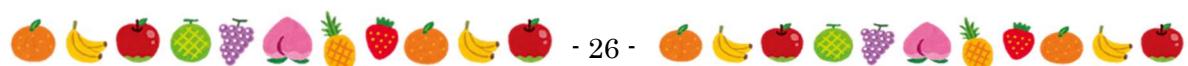
保育所（認可保育所及び認可外保育所）について詳細が掲載されています。

<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/ANN010100E00.do>



○藍住町福祉課ホームページ○

<https://www.town.aizumi.lg.jp/unit/group/hukushika/>



# 藍住町 MAP

Aizumi Town map

旧吉野川と吉野川に囲まれた自然豊かな藍住町。  
徳島自動車道をはじめとした主要道も整い、  
自然と利便性が共存した魅力あふれるまちです。

